

# 「経済財政運営と改革の基本方針2016」 を踏まえた取組について

平成28年8月2日  
文部科学省

## 「経済・財政再生計画」に掲げられた歳出改革について（文部科学省の取組）

文部科学省では、「経済財政運営と改革の基本方針2015」及び「経済財政運営と改革の基本方針2016」の歳出改革等の考え方に基づき、少子化の進展や学校教育現場における諸課題等への対応、民間資金の導入促進、予算の質の向上・重点化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル等の観点を踏まえつつ、平成29年度概算要求に反映又は制度改革等を推進していく。主な例は以下の通り。

### ＜公的サービスの産業化＞

- ・国立大学の経営力強化（民間との共同研究、学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附金について所得控除と税額控除の選択制度導入、クロスアポイントメント制度の活用）
- ・産学連携関係施策のマッチング・ファンド型制度の適用加速等による民間資金導入の促進

### ＜インセンティブ改革＞

- ・国立大学の経営力強化（自己収入獲得努力に応じた予算配分、自己変革・新陳代謝の促進）

### ＜公共サービスのイノベーション＞

- ・ICTを活用した遠隔授業の拡大

### ＜ワイズスペンディング＞

- 学校の業務効率化・業務改善

- 教職員定数の見通し、教育におけるエビデンスの提示

# 「経済・財政再生計画」に掲げられた歳出改革について

## 1. 事業名／施策名 「国立大学経営力戦略」に基づく国立大学の経営力強化

(分類:「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」)

## 2. 概要

国立大学には、社会変革のエンジンとして、「知の創出機能」を最大化していくことが求められおり、そのような社会からの期待に応え、その役割を十分に果たしていくため、戦略的な資源配分構想を前提とした「経営的視点」をもった大学運営を行い、自己変革・新陳代謝の促進を図り、かつ、その運営を支える財務基盤について、民間資金も活用しながら強化を図っていくことが必要。平成27年6月に策定した「国立大学経営力戦略」及び経済・財政再生計画改革工程表に基づき、以下の取組を進める。

○国立大学法人第3期中期目標期間(平成28～33年度)における国立大学法人運営費交付金において、機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し、その機能強化の方向性に応じて、重点配分する仕組みを導入。学部等の再編・統合や大学間・専門分野間の連携等を含めた、大学の将来ビジョンに基づく改革構想の実現を支援。

○各大学の取組構想の進捗状況を確認、評価の上、予算配分における重点支援に反映。

○平成28年5月に国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置等を内容とする国立大学法人法の一部を改正する法律が成立。また、平成28年度から国立大学法人等が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附金について所得控除と税額控除の選択制度導入

## 3. 「経済・財政再生計画」期間内に目指す成果

○学部・学科改組を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合【2018年度50%】【2020年度90%】

○大学間連携を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合【2018年度60%】【2020年度90%】

○国立大学における寄附金受入額(2014年度:約0.07兆円)【2018年度:2014年度比1.2倍】【2020年度:2014年度比1.3倍】

## 4. 歳出改革の効果

○ 各国立大学の自己改革・新陳代謝が図られ、時代や社会のニーズに応じた人材育成・新たな研究領域等を見据えた組織の強化、若手が活躍する、活気ある教員組織への転換の実現。

○ 各国立大学が、民間の知恵や資金を生かした教育研究活動を志向することで、「大学からの教育研究活動の成果の普及」と「社会全体から大学への支援」からなる好循環を形成。

発現時期	(「集中改革期間」) 2016-2018年度	(計画対象期間) 2016-2020年度
効果額	—	—

# 国立大学経営力戦略（平成27年6月）

## 1. 基本的考え方

- 我が国社会の活力や持続性を確かなものとする上で、新たな価値を生み出す礎となる知の創出とそれを支える人材育成を担う国立大学の役割への期待は大いに高まっており、「**社会変革のエンジン**」として「**知の創出機能**」を最大化していくことが必要。
- 国立大学は、法人化のメリットをこれまで以上に生かし、新たな経済社会を展望した大胆な発想の転換の下、新領域・融合分野など新たな研究領域の開拓、産業構造の変化や雇用ニーズに対応した新しい時代の産業を担う人材育成、地域・日本・世界が直面する経済社会の課題解決などを図りつつ、**学問の進展やイノベーション創出などに最大限貢献できる組織へ自ら転換**。
- 各国立大学は、
  - ・ 既存の枠組みや手法等にとらわれない大胆な発想で、**学長がリーダーシップとマネジメント力を発揮**し、組織全体をリードする将来ビジョンに基づく**自己改革・新陳代謝を実行**
  - ・ 確かなコスト意識と戦略的な資源配分を前提とした**経営的視点で大学運営を行うこと**で経営力を強化。
- 大学共同利用機関法人は、大学の枠を越えた分野のナショナルセンターとして、**研究者コミュニティ全体、大学の機能強化及び社会への貢献を最大化させる役割を果たす**ため、経営力を強化。
- 文部科学省は、**基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の水準を確保**しつつ、**自己改革に取り組む大学等にメリハリある重点支援**を実施するとともに、**必要な規制緩和**を行う。

## 2. 具体的内容

### （1）大学等の将来ビジョンに基づく機能強化の推進

各大学等の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金の中に3つの重点支援の枠組みを新設

### （2）自己改革・新陳代謝の推進

- ・ 機能強化のための組織再編、大学間・専門分野間での連携・連合
- ・ 「学長の裁量による経費（仮称）」によるマネジメント改革
- ・ 意欲と能力のある教員が高いパフォーマンスを発揮する環境の整備
- ・ 経営を担う人材、経営を支える人材の育成確保

### （3）財務基盤の強化

収益を伴う事業の明確化、寄附金収入の拡大、民間との共同研究等の拡大

### （4）未来の産業・社会を支えるフロンティア形成

「特定研究大学（仮称）」  
「卓越大学院（仮称）」  
「卓越研究員（仮称）」の創設

また、これらの大学改革を後押しするため、研究成果の持続的創出のための競争的研究費改革もあわせて実施。

# 国立大学経営力戦略の実行のための平成28年度予算 主な内容

国立大学法人運営費交付金 10,945億円（対前年度同額）

〔平成27年度予算〕

評価に基づく  
重点配分を実施

機能強化促進係数  
により捻出される  
財源も活用  
(約100億円)

〔平成28年度予算〕

機能強化のための  
3つの重点支援枠  
高等教育  
共通政策課題対応

## 【機能強化の方向性に応じた重点配分】

3つの重点支援の枠組みを新設し、新領域の開拓、地域ニーズや産業構造の変化に対応した人材育成等を行う組織への転換を促進。

重点支援①：地域のニーズに応える人材育成・研究を推進

重点支援②：分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進

重点支援③：世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進

## 【大学間の連携・協力に基づく取組への支援】

➢ 「共同利用・共同研究拠点」及び「教育関係共同拠点」で実施される大学全体の機能強化に貢献する教育研究の取組を重点支援 等

## 【附属病院の機能・経営基盤強化】

➢ 国立大学附属病院における人材育成、地域医療の中核拠点、高度先進医療などの機能を強化するための診療基盤の整備支援策を拡充  
※このほか、医療機械設備費を計上

## 【学長の裁量による経費の区分】

➢ 学長のリーダーシップを予算面で発揮し、組織の自己変革や新陳代謝を進めるため、教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進する仕組みを導入。

特別経費

一般経費

特殊要因経費

基幹経費  
(学長裁量経費含む)

特殊要因経費

# 評価結果の平成28年度予算への反映状況(大学別)

反映率	120%以下 110%以上	110%未満 100%以上	100%未満 90%以上	90%未満 80%以上	80%未満
重点支援①	9 大学 小樽商科大学、帯広畜産大学、 岩手大学、宇都宮大学、 長岡技術科学大学、三重大学、 京都工芸繊維大学、 奈良教育大学、和歌山大学	15 大学 北海道教育大学、弘前大学、 山形大学、埼玉大学、 横浜国立大学、新潟大学、 浜松医科大学、 名古屋工業大学、 豊橋技術科学大学、滋賀大学、 兵庫教育大学、高知大学、 熊本大学、大分大学、 宮崎大学	25 大学 室蘭工業大学、北見工業大学、 宮城教育大学、秋田大学、 茨城大学、上越教育大学、 富山大学、福井大学、 山梨大学、信州大学、 岐阜大学、静岡大学、 愛知教育大学、滋賀医科大学、 大阪教育大学、鳥取大学、 島根大学、山口大学、 徳島大学、香川大学、 愛媛大学、福岡教育大学、 佐賀大学、長崎大学、 琉球大学	4 大学 福島大学、群馬大学、 鳴門教育大学、鹿児島大学	1 大学 京都教育大学
重点支援②	1 大学 東京芸術大学	7 大学 東京医科歯科大学、 東京学芸大学、東京海洋大学、 電気通信大学、 政策研究大学院大学、 総合研究大学院大学、 奈良先端科学技術大学院大学	6 大学 東京外国語大学、 お茶の水女子大学、 奈良女子大学、九州工業大学、 鹿屋体育大学、 北陸先端科学技術大学院大学	1 大学 筑波技術大学	
重点支援③	3 大学 京都大学、神戸大学、九州大学	7 大学 北海道大学、東北大学、 筑波大学、東京大学、 一橋大学、名古屋大学、 大阪大学	5 大学 千葉大学、東京農工大学、 東京工業大学、岡山大学、 広島大学	1 大学 金沢大学	

※重点支援①については、平成28年度の重点支援において、運営費交付金の要求がなかった大学（旭川医科大学）は含めていない。

## 趣旨

我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標設定に基づき、大学運営を行うこととする。また、国立大学法人等の財政基盤の強化を図るための措置を講ずる。

## 概要

### 1. 指定国立大学法人制度の創設

#### (1) 文部科学大臣による指定

文部科学大臣は、申請のあった国立大学法人のうち、教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、「指定国立大学法人」として指定することができることとする。

#### (2) 指定国立大学法人に係る中期目標に関する特例

文部科学大臣は、指定国立大学法人の中期目標を策定・変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならないこととする。

#### (3) 国立大学法人評価委員会への外国人委員の任命

国立大学法人評価委員会の委員に、大学の運営に関する高い識見を有する外国人を委員に任命できることとする。

#### (4) 指定国立大学法人に関するその他の特例

- ① 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大
- ② 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮

### 2. 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置

(1) その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、土地等を第三者に貸し付けることができることとする。

(2) 文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人等に関しては、公的資金に当たらない寄附金等の自己収入の運用対象範囲を、一定の範囲で、より収益性の高い金融商品に拡大。

## 施行期日

平成29年4月1日（ただし、1. (3)については平成28年10月1日）

# 国立大学法人等が実施する学生等への修学支援事業に対する個人寄附に係る 税額控除の導入【所得税等】

国立大学法人等が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。

## 〔対象法人〕

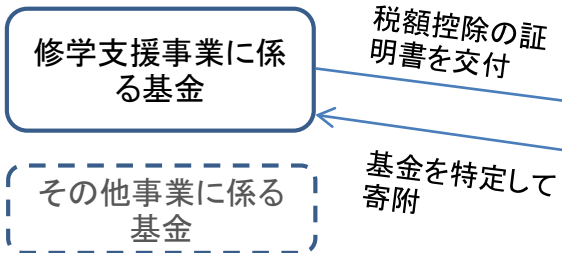
国立大学法人、公立大学法人、(独)国立高等専門学校機構、(独)日本学生支援機構(JASSO)

※これら法人のうち、PST(パブリック・サポート・テスト)要件等を満たす法人。

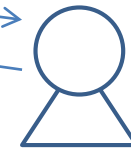
## 〔対象事業〕

経済的理由により修学が困難な学生等に対する①授業料減免事業、②奨学金事業、③留学支援事業、④TA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)等に係る費用負担

【国立大学法人等】



【個人】



所得控除と  
税額控除の選択

確定申告

税の還付

【税務署】



- ◆所得控除  
(寄附金額-2,000円)  
を所得から控除
- ◆税額控除  
(寄附金額-2,000円)  
×40%を所得税額から  
控除

○小口寄附に有利とされる税額控除制度の導入を契機に、個人からの寄附金の獲得をさらに推進することにより、学生の修学環境の改善ひいては国立大学の経営環境の改善が期待される。



# 「経済・財政再生計画」に掲げられた歳出改革について

## 1. 事業名／施策名 産学官連携関係施策のマッチング・ファンド型制度の適用加速等による民間資金導入促進

(分類:「公的サービスの産業化」)

## 2. 概要

○ 民間からの資金導入を加速すべく、以下の施策について、原則としてマッチングファンド型制度を適用することにより実施。

- ・ 将来の目指すべき社会像を見据えた企業の技術戦略からのバックキャストによる目標・課題設定を通じて、チャレンジングな研究開発を行う大型の産学共同プロジェクトの実施
- ・ 事業化に至るまでの研究開発段階や分野に応じた最適な支援タイプの組み合わせによる中長期的な研究開発
- ・ 世界トップレベルの研究能力を有する大学において、人材・インフラ等の総動員や学問分野の再構成による研究企画・管理を行える体制整備を通じて、不特定多数の企業から資金・人材を呼びこみ、基礎段階(非競争領域)の研究と人材育成を一体的に行う産学共同研究の実施

## 3. 「経済・財政再生計画」期間内に目指す成果

- 2020年度において、全国の大学等における民間企業との共同研究実施件数(2013年度17,881件)又は金額(2013年度39,023百万円)を2013年度比で2割増加させる。

## 4. 歳出改革の効果

前提:①現在実施しているマッチングファンド型を適用した産学連携施策に関して、平成26年度を基準に、国費と民間資金の性質を区別せず、国費投入額は一定として、5年後には国費の2/3まで民間資金を誘因すると仮定。(2020年度の総事業費は2%程度増加)  
②加えて、1:1のマッチングファンド適用による民間企業からの支出平均金額1.5千万円程度の共同研究が1大学につき約10件実施されることを前提。

効果:5年後の国費投入額に対して2/3の民間資金誘引を達成した場合には、今後5年間で、基準年度の民間資金を継続して誘引することに加えて、さらに累計約15億円の民間資金の誘引が見込まれる。②加えて、基礎段階(非競争領域)の研究と人材育成を一体的に行う産学共同研究に係る事業の実施により、年間約6億円の民間資金の誘引が見込まれる。

発現時期	(「集中改革期間」 2016-2018年度)	(計画対象期間) 2016-2020年度
効果額	—	約45億円(累計)

# 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム

## 背景・課題

- 我が国の大学には、世界トップレベルの研究能力によって大きなインパクトを持つイノベーションを起こすポテンシャルが存在するにもかかわらず、その活用の可能性、価値に関する企業への説明・提案は十分ではなく、特に基礎研究については企業からの資金導入がわずかにとどまっている。他方で、海外の大学では、基礎研究から企業との共同研究に積極的に取り組み、その中で学生など若手の育成も行われている。
- 我が国の大学においても、このような基礎研究からの産学連携を促進し、長期的視野を必要とするオープンイノベーションへの大学の貢献を拡大するとともに、大学の教育研究の充実も同時に図るシステム作りが必要。

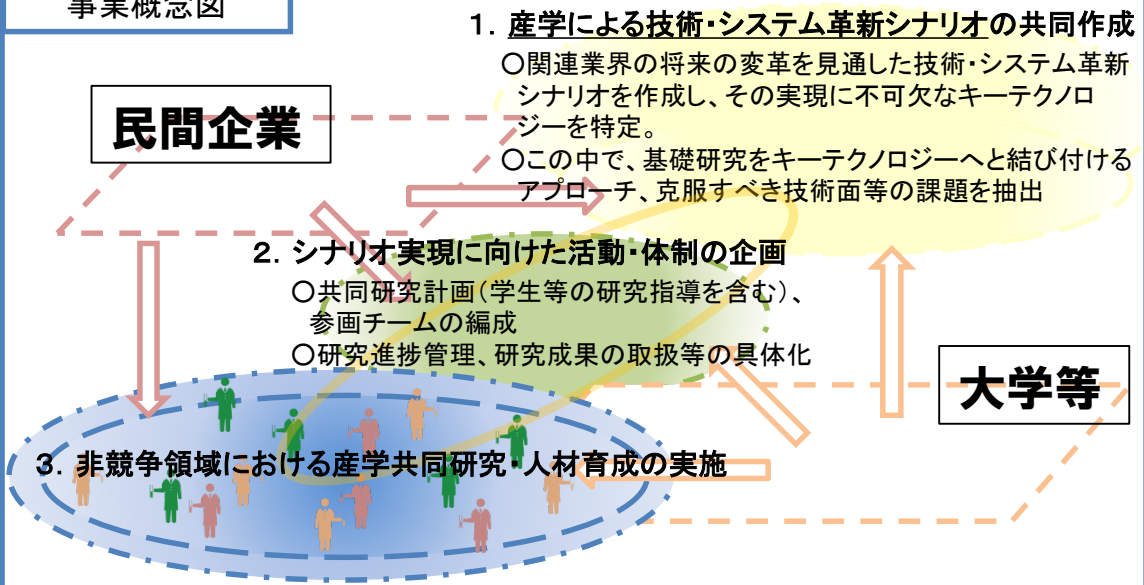
## 産業界からの提言 日本経済団体連合会(2015年10月20日) 「第5期科学技術基本計画の策定に向けた緊急提言」より

- 基礎研究から社会実装までのビジョンや経営課題の共有を通じた本格的な産学連携や拠点形成、さらには産学連携での人材育成を進めるための有効な方策についても検討が必要である。
- 次の時代を担う「新たな基幹産業の育成」に向けた本格的なオープンイノベーションを推進する。具体的には、非競争領域を中心に複数の企業・大学・研究機関等のパートナーシップを拡大し、将来の産業構造の変革を見通した革新的技術の創出に取り組む。

## 本施策のねらい

産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、新たな基幹産業の育成に向けた「技術・システム革新シナリオ」の作成と、それに基づく非競争領域の共同研究の企画・提案等を行い、基礎研究や人材育成に係る産学パートナーシップを拡大することで、我が国のオープンイノベーションを加速する。

## 事業概念図



## 支援内容

新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指した学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ異分野融合の研究領域(非競争領域)において、民間資金とのマッチングファンドにより産学共同研究を実施。併せて、学生を含む若手への産学による研究指導を行い、上記の革新的技術によるイノベーションの担い手を育成。

- 研究領域・共創コンソーシアム数 4件
- 研究領域・共創コンソーシアムあたりの支援規模
  - ◆支援金額 : 1.7億円程度/年・領域 (研究開発費:1.5億円程度、調査推進費:0.2億円程度)
  - ◆支援期間 : 5年度

### ※非競争領域 (pre-competitive stage)

- 競合関係にある複数の大学等や企業間であっても、研究成果の共有・公開を可能にする基礎研究領域(産業界のコミットメントが得られ、競争領域への移行も見込まれるもの)。(ただし、領域内で得られた研究成果等に関して、知財の取り扱い等、その外部にすべからず公表することを意味するものではない。)

- ※ 1研究領域・共創コンソーシアムあたり上記金額を上限として、企業から得た共同研究資金総額と同額までを、大学等に対し、研究開発費として支援。
- ※ 選定された領域に対して、産学による詳細な研究企画等を実施するための経費を支援。

# 「経済・財政再生計画」に掲げられた歳出改革について

## 1. 事業名／施策名 学校の業務効率化・業務改善

(ワイズスペンディング)

## 2. 概要

- 教員が教科指導・生徒指導・部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価、子供たちの人格的成長に大きな役割を果たす。
- 他方、学校を取り巻く環境が複雑化・困難化する中で、様々な課題が教員の集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況が発生している上、国内外の調査で、我が国の学校教育の長時間労働の実態が指摘されている。
- 学校現場における業務改善のための取組を一層推進することにより、教員が子供たちと向き合う時間の確保、誇りとやりがいを持って子供たちの指導を行える環境の整備を図ることが必要。
- そのためには、平成28年6月に発表した「学校現場における業務の適正化に向けて」等に基づき、必要な予算面・制度面の取組を着実に実行する。
- 教員が子供と向き合う時間を確保するための環境整備を図り、学校教育全体の質の向上のためには、学校現場における業務の適正化の取組と、学校指導体制の強化を一体的に推進する。

## 3. 「経済・財政再生計画」期間内に目指す成果

- ・校務支援システムの導入率【2018年度88%】【2020年度90%】
- ・教員の総勤務時間及びそのうちの事務業務の時間(2013年調査:週53.9時間,5.5時間)【2017年調査においていずれも2013年比減を目標】

## 4. 歳出改革の効果

教員の過重な負担を解消し、学校現場における業務の改善・適正化を図ることにより、学校現場における業務の適正化や学校指導体制の強化を両輪として一体的に推進することで、教員が授業準備や生徒指導等に充てるための十分な時間の確保が可能となる。

発現時期	(「集中改革期間」) 2016-2018年度	(計画対象期間) 2016-2020年度
効果額	—	—

# 学校現場における業務の適正化に向けて 次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告（概要）

- 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、**教員の長時間労働の実態**が明らかに。
- これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育へ転換し、複雑化・困難化した課題に対応できる「**次世代の学校**」を実現するため、**教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境**へ。
- 教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保**するための改善方策を提案。

## 1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

- ・学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が担うべき業務に専念できる環境整備を推進
- ・業務改善と学校指導体制の整備を、両輪として一体的に推進

### 学校指導体制の整備

教育課題に対応した教職員定数  
S C、S S Wの配置拡充  
マネジメントを担う事務職員等  
の定数改善

両輪として  
一体的に推進

### 業務改善

- ◆**教員の行う業務の明確化**
  - ・事務職員の職務内容の見直し
  - ・業務アシスタント（仮称）の検討
  - ・民間ノウハウの活用の促進
- ◆**給食費等徴収管理業務からの解放**
- ◆**統合型校務支援システムの整備**

### 重点課題

## 2. 部活動の負担を大胆に軽減する

生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも、部活動の適正化が必要

休養日の明確な設定等を通じた運営の適正化等を促進

- ◆**毎年度の調査\*を**活用し、各中学校の**休養日の設定状況を把握し改善を徹底**
- ◆**総合的な実態調査、スポーツ医科学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究**
- ◆**運動部活動に関する総合的なガイドラインの策定**
- ◆**中体連等の大会規定の見直し**
- ◆**部活動指導員（仮称）の制度化・配置促進等**

\*全国体力・運動能力、運動習慣等調査

※次世代の学校指導体制 T F に  
沿って着実に推進

## 3. 長時間労働という働き方を改善する

業務改善を断行するためには、**働き方そのものの価値観の転換**が必要

国、教育委員会、学校の**パッケージの取組（明確な目標設定と、適切なフォローアップ・支援）**により、実効性を確保

長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくり

- ◆**勤務時間管理の適正化**（G P 発信、長時間労働是正のための周知・啓発キャンペーンの実施）
- ◆**教員の意識改革**（独）教員研修センターの管理職等研修の見直し）
- ◆メンタルヘルス対策の推進



明確な目標の設定・周知、学校サポート、フォローアップを行い、学校組織全体としての業務改善の P D C A サイクルの確立を促進

## 4. 国・教育委員会の支援体制を強化する

- ◆**省内に「学校環境改善対策室」（仮称）を設置、業務改善アドバイザーを配置し自治体等に派遣**

# 「経済・財政再生計画」に掲げられた歳出改革について

## 1. 事業名／施策名 教職員定数の見通し、教育におけるエビデンスの提示

(ワイズスペンディング)

## 2. 概要

「経済・財政再生計画 改革工程表」に基づき、平成28年度より下記の取組を進める。

### (1) 教育政策に関する実証研究の推進

<進捗状況>

#### ① 学級規模等の影響・効果(学力、非認知能力等)の調査

→ 国立教育政策研究所及び東京大学・大阪大学等の所外研究者(教育経済学、教育心理学等)による研究に着手。

(協力先:埼玉県、大阪府箕面市等)

#### ② 加配教員・専門スタッフ配置の効果分析

→ 本年4月より、全国21の自治体の協力を得て、国立教育政策研究所が研究を開始。

#### ③ 高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析

→ 実施主体について公募を実施、審査中。

#### ④ 教員の勤務実態の実証分析

→ 公募により選定されたチーム(民間調査会社及び東北大学(教育行政学)・筑波大学(精神医学)が参画)が研究を開始。

また、ICTを活用した業務改善に関する調査研究について、実施主体の公募を実施、審査中。

### (2) 全国学力・学習状況調査の詳細データについて、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において具体的な貸与ルールを検討・整備

(夏頃を目途に論点整理)、平成29年度より大学等の研究者へ貸与を開始

### (3) 少子化の進展及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ等のデータ収集及び実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定

## 3. 「経済・財政再生計画」期間内に目指す成果

知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る。

(参考)PISA2012: OECD加盟国中1～2位

## 4. 歳出改革の効果

教員の勤務実態調査の実施や校務支援システム等の活用、学校の組織運営改革等を通じた教員の業務改善等を推進しつつ、上記2. の教職員定数の中期見通しを策定、教育政策におけるPDCAサイクルを確立。

発現時期	(「集中改革期間」) 2016-2018年度	(計画対象期間) 2016-2020年度
効果額	—	—

# 教職員定数に係るワイズスペンディングに向けた取組について

法律で定められた標準の数や毎年度の予算編成により決定される**教職員定数**について、「**経済・財政再生計画改革工程表**」に基づき、平成28年度より、**教育政策に関する実証研究**や**学校現場における業務の適正化**の取組を推進。これにより、義務教育費国庫負担金のPDCAサイクルを確立。

## 教職員定数に関する2017年度以降の取組

- ◆ 「骨太方針2016」や「ニッポン一億総活躍プラン」等も踏まえ、平成29年度については、少子化に伴う定数減を見込んだ上で、**次世代の学校指導体制を確立するために必要不可欠な教職員定数**を要求。厳しい財政事情を勘案し、真に必要な性の高い事項のみを盛り込むことで、国民に追加的な財政負担を求めないように最大限努める。
  - ◆ 同時に、
    - 「**改革工程表**」に基づき、**教育政策に関する実証研究**を充実、
    - 教員の勤務実態調査、学校の組織運営改革（チーム学校）等を通じた**学校現場における業務の適正化**を推進。
- ➡ 少子化や学校の規模適正化の動向、学校の課題の状況、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえ、**予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し**を策定。

## 義務教育費国庫負担金の現状について

- ◆ 義務教育費国庫負担金は、公立小・中学校等の教職員の給与費について都道府県が負担した経費（実支出額）の3分の1を国が負担する制度。
- ◆ 都道府県ごとの国庫負担額の上限は、 $[\text{教職員定数}] \times [\text{標準的な給与単価}] \times 1/3$  で算定。  
※ 給与単価については、都道府県ごとに、職種別・経験年数別の標準的な給与単価を用いて算定。
- ◆ 各都道府県は、その範囲内で、給与額や教職員配置を柔軟に決定（総額裁量制）。
- ◆ **毎年度の予算は**、少子化に伴う教職員定数の減を見込んだ上で、前年度実績や給与水準の動向を踏まえて積算。**都道府県の給与負担事務に支障が生じないように、必要かつ十分な額を計上し、交付・精算を行う。**  
（なお、教職員給与の支給が当初予算額を上回った場合には、補正予算の編成等による対応が必要。）

<各年度の執行率>

平成25年度： 98.9%      平成26年度： 98.9%      平成27年度： 99.7%